

Vol.113

今回は 法律

会員相談室

相談委員 西尾 政行 (弁護士)

相談事例
紹介

電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



死因贈与の効力

事例

死因贈与において贈与者よりも先に受贈者が死亡した場合、当該死因贈与の効力はどうか。

回答

死因贈与契約が無効になるとする見解(無効説)と無効にはならないとする見解(有効説)がある。

検討

1 問題の所在

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる契約である(民法549条)。死因贈与は贈与契約のうち贈与者の死亡によって効力を生ずるものであるところ、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定が準用される(民法554条)。民法994条1項は、「遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。」と規定しており、この規定が死因贈与に準用されるか否かが問題となる。

2 無効説に立つ裁判例

東京高裁平成15年5月28日判決(判例時報1830号62頁)は、①民法994条1項は、遺贈が無償の財産供与行為であり、何らかの個人的な人間関係に基づいてされるものであるため、遺贈の効力が生ずる以前に当該受遺者が死亡したときには遺贈者が意図した供与の相手方が存在しなくなったがゆえに遺贈の効力を否定する趣旨でもうけられたものと解されること、②死因贈与が無償の財産供与行為であり、かつ、供与者の死亡によって本来は相続人に帰属すべき財産を相続人に帰属させないで相手方に供与するという点で遺贈と共通性を有すること、③贈与者の意思は、遺贈と同様に個人的な人間関係のある特定の受贈者に向けられていると解されるから、前記のような趣旨でもうけられた民法994条1項を死因贈与について準用することについては格別不合理なところはなく、むしろ準用することが相当であること、等を理由として、死因贈与契約における受贈者が贈与者より前に死亡した場合は当該死因贈与は受贈者の死亡の時点で効力を失うとした。

無効説をとる場合、死因贈与契約の対象たる財産は贈与者の法定相続人の遺産分割協議の対象となる。

3 有効説に立つ裁判例

これに対し、京都地裁平成20年2月7日判決(判例タイムズ1271号181頁)は、①死因贈与は贈与者と受贈者との間の契約である以上、贈与者の意思で一方的に撤回することはできないこと、②死因贈与契約成立の時点において受贈者には贈与者の死亡によって当該死因贈与の目的物を取得できるという期待権が生じているといえること、③上記のような遺贈と死因贈与の相違及び民法994条1項を死因贈与に準用する旨の明文の規定がないこと、等を理由として、受贈者が贈与者より先に死亡した場合でも死因贈与は効力を生じないとはいえないとした。

有効説をとる場合、受贈者の相続人が死因贈与契約における受贈者たる地位を承継することになり、当該財産の所有権を取得することになる。

4 対策

以上のように裁判例が分かれているため、死因贈与契約を前提とすると贈与者が特定の財産を特

定の者に取得させたいとの意思が確実に実現されるか否か不安定となってしまふ。そこで、特定の財産を特定の者に取得させることを確実にするためには、遺言書を作成し、その中に、例えば「〇〇の土地は甲に遺贈する。甲が遺言者より先に死亡した場合は乙に遺贈する。甲及び乙が遺言者より先に死亡した場合は丙に遺贈する」旨を定めるなど、受贈者が遺言者より先に死亡した場合に備えて順次当該遺産を取得する受贈者をあらかじめ定めておくことが有用であると思われる。



特例有限会社における株式譲渡の方法

事例

特例有限会社の株式を譲渡するには法律上どのような手続が必要か。

回答

① 特例有限会社の株式を譲渡するには、原則として、当該株式譲渡について当該会社の株主総会の承認決議を経ることが必要である。

② 当該特例有限会社が株券を発行する旨を定款で定めている場合は、譲渡人が譲受人に対して譲渡株式にかかる株券を交付することが必要である。

③ 株式譲渡に株券の交付を要するか否かを問わず、会社または第三者に対する対抗要件として株主名簿の名義書換えが必要である。

検討

1 問題の所在

特例有限会社は、2006年(平成18年)5月1日の会社法施行以前に有限会社であった会社であって、同法施行後もなお基本的には従前の例によるものとされる株式会社のことである。特例有限会社は、通常の株式会社を規律する会社法に加えて、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」という)第2条から第46条までの規定の適用を受ける。会社法施行の際に存在する有限会社は、会社法施行後は当然に株式会社となり(整備法2条1項)、社員総会は株主総会、社員は株主、持分は株式、出資1口は1株とみなされる(同条2項)。

特例有限会社では従前の出資持分が株式とみなされることとなったため、その譲渡に関しては整備法及び会社法の規制を受けることとなった。また、従前は株式会社の株式譲渡には株券の交付が必要とされていたが、上記会社法の施行により、株券を発行するか否かは当該会社の選択にゆだねられることとなったため、株式譲渡における株券交付は必須ではなくなった。

そのため、特例有限会社における株式譲渡について法律上必要とされる手続が必ずしも簡明ではないことから、本稿において整理することとした。

2 特例有限会社における株式譲渡の承認

特例有限会社の定款には、その発行する全部の株式の内容として当該株式を譲渡により取得することについて当該特例有限会社の承認を要する旨及び当該特例有限会社の株主が当該株式を譲渡により取得する場合においては当該特例有限会社が会社法136条又は第137条1項の承認をしたものとみなす旨の定めがあるものとみなされ、(整備法9条1項)、これと異なる内容の定めを設ける定款の変更をすることができない(同条2項)。

したがって、特例有限会社の株式の譲渡については、原則として当該会社の承認が必要であると

いうことになるが、例外として特例有限会社の株主が当該会社の別の株主に株式を譲渡する場合はその承認があったものとみなされるため、承認手続は不要ということになる。

会社法上、譲渡制限会社たる株式会社が株式譲渡の承認をするか否かの決定をするには、取締役会が設置されている会社では取締役会、その他の会社では株主総会の決議によらなければならないとされているところ(会社法139条1項本文)、特例有限会社においては取締役会の設置は認められないから(整備法17条1項、会社法326条2項)、特例有限会社における株式譲渡については当該会社の株主総会の承認決議が必要ということになる。

もっとも、譲渡制限会社における株式譲渡の承認方法については定款で別段の定めをすることが認められているため(会社法139条1項但書)、例えば「代表取締役が承認する」、あるいは「取締役の多数決で承認の可否を決定する」などの規定を定款に定めれば、これによって株式譲渡の承認をおこなうことができる。

3 株券交付の要否

株式会社においては株券の不発行が原則であり(会社法214条)、定款で株券を発行すると特に定めなければ株券を発行する必要がない。もっとも、会社法施行時(2006年5月1日)に存在する株式会社の定款に株券を発行しない旨の定めがない場合、その会社の定款には、株券を発行する旨の定めがあるものとみなされる(整備法76条4項)。

他方、特例有限会社は整備法76条4項の適用は受けないので、株券を発行する旨の定款の規定がない限りは株券不発行会社ということになる。

株券不発行会社における株式の譲渡は当事者間の合意のみで株式譲渡の効力が生じるため株券の交付は不要である。

ただし、会社その他の第三者に対する対抗要件として株主名簿の名義書換え(その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録すること)が必要である(会社法130条1項)。

これに対し、特例有限会社が定款変更により株券発行会社となっていた場合(会社法214条)は、当該株式に係る株券を譲受人に交付しなければ、株式譲渡の効力が生じない(会社法128条1項)。よって、株式譲渡に際し当該株式の株券の交付は必要不可欠である。定款に株券を発行する旨の定めはあるものの、いまだ株券が発行されていない場合は、譲渡人において会社に株券を発行してもらった上でその株券を譲受人に交付する必要がある。

株券発行会社における株式譲渡の場合も、会社に対する対抗要件としては株主名簿の名義書換えが必要である(会社法130条1項2項)。

注)内容は、平成30年9月21日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。